

普通課程の職業訓練基準と希少科の紹介

職業能力開発総合大学校基盤整備センター 開発部教材開発室

1. はじめに

普通課程は現在144科が定められている。訓練科 の名称は、産業構造の変化に伴う数々の変遷を経て 現在にいたる。専修訓練課程や高等訓練課程の時代 (表1参照) には、254科もの訓練科が存在した。例 えば, 和文タイプ科やブロツク建築科, 電子計算機 科の他, "舟艇科"や"航空機製図科", "がん具科", "七宝科", "メリヤス科", "更生タイヤ製造科", "乾 電池製造科"、"火薬類製造科"等々、多種多様な訓 練科が設置された。現在の名称は、平成5年の改正(表 2参照)によって整理された。それ以降に科名の変 更はない。しかし、訓練内容については常に見直し ていく必要があることから、毎年厚生労働省におい て見直しを行ってきた。平成18年度からは、先ず基 盤整備センターにおいて見直しに係る調査・研究を 行い、その調査結果を厚生労働省に提出、それを基 に同省で改正案を作成することとなった。

ここでは、基盤整備センター開発部教材開発室に おいて取り組んだ、訓練基準の見直しに係る調査の 概要と課題について述べるとともに、全国唯一又は

表1 昭和49年当時の訓練区分

区分	訓練課程	対象者(期間)		
養成訓練	専修訓練課程	中卒者(1年)		
	高等訓練課程第I類	中卒者(2年)		
	高等訓練課程第Ⅱ類	高卒者(1年)		

表2 平成5年当時の訓練区分

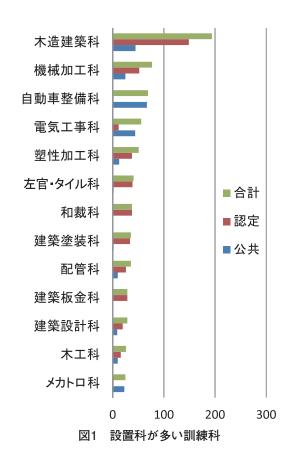
区分	訓練課程	対象者(期間)
普通 職業 訓練	普通課程	中卒者、高卒者 (1~3年)
高度 職業 訓練	専門課程	高卒者(2年)

特徴ある訓練科について紹介する。なお、本稿では 設置数が少なく、特徴的な職業訓練を行っている科 を「希少科」とよぶことにする。

2. 普通課程とは

普通職業訓練の普通課程は、中学校又は高等学校卒業者等を対象に「職業に必要な基礎的な技術・知識」の習得を目的とした課程である。訓練期間は、高等学校卒業者等を対象とする場合は、基本的に1年又は2年であるが、臨床検査科(設置施設なし)のように3年の科もある。中学校卒業者等を対象とする場合には、2年以上としている。職業訓練基準(別表第二)には、普通課程の訓練科として13分野144科が定められている。図1に代表的な訓練科を示す。現在、都道府県立の職業能力開発校が161校、企業・団体等による認定職業能力開発校(認定校)が1,131校設置されている。

認定校の中には、休止中の施設や科もあるが、時 計修理科や鉄道車両製造科、食肉加工科等のように 全国唯一の科として存在感を示している科もある。



3. 職業訓練基準について

職業訓練基準は、職業能力開発促進法及び職業能力開発促進法施行規則,同施行規則別表第二~第七に基づき定められている。ただし,各自治体が行う職業訓練については,地域ニーズ等を勘案し,弾力的に実施できることとしている。別表第二は,実施すべき最低限の訓練科目と訓練時間及び,代表的な設備・機器,技能・知識の習得範囲等を示している。別表第二で定める訓練時間は,総訓練時間の約6割であり,残り4割の時間については,地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し,訓練実施者が自由に教科等の設定ができる。

国が示す職業訓練基準の細目は、都道府県が条例を策定する際の標準となるものである。また、訓練 基準を改正する際の根拠となるものであり不断の見 直しが求められている。

4. 職業訓練基準の細目の見直し(普通課程)

基盤整備センターでは、平成18年度以降、厚生労働省と連携して職業訓練基準の改正に資する基礎資料を作成するとともに訓練の実施状況等を調査してきた。表3は、年度別の見直し分野である。

H H H H H H H H H H H H H H H H 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 年度 分野 1 農林 0 2 機械・金属 0 \bigcirc 0 0 0 3 電気・電子 4 繊維・繊維製品 0 0 0 5 非金属加工 0 0 6 デザイン 0 7 食品 0 0 8 建築・土木 0 0 9 運搬機械運転 0

0

 ∇

0

Δ

0

0

10 化学

12 医療

11 サービス

13 情報•通信

表3 年度別の見直し分野

基本的には、4~5年ごとの見直しとし、情報・通信系は、2年ごととしている。見直し方法としては、各職業訓練施設にアンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに各専門分野の委員からなる研究会を立ち上げ検討を行った。具体的な見直しの観点は表4のとおりである。

表4 見直しの観点

- 教科の細目や時間等が時代のニーズに合っているか。
- ・機器の内容や数量等が時代のニーズに合って いるか。
- ・ 教科の細目と技能照査の細目が合致しているか。
- ・関係団体等の要望を把握しているか。
- ・用語の表記が分野を越えて統一されているか。

これらの観点を中心に見直しを行った。主な見直 しの一例を挙げる。

・**自動車整備科等**:ハイブリッド車や電気自動車を 盛り込んだ教科・機器の内容に修正。

- めっき科:廃水の用語を排水に修正。
- · 造船科: ぎ装の用語を艤装に修正。
- 鉄道車両製造科:教科の細目から玉掛けを削除。
- ・ 製版科等: デジタル化に対応した教科・設備に修正。
- ・**医療分野**:老人や痴呆性,介護機器の用語をそれ ぞれ高齢者,認知症,福祉用具に修正。
- ・インターフェイス、シャーシ、ジーゼル、ボディ等の外来語をインタフェース、シャーシ、ディーゼル、ボデーに統一。
- ・造園科:設備で屋内実習場の床面を土に修正。
- ・**建築塗装科**:足場の組み立て解体に関する技能照 査の項目を削除。
- ・公害検査科:公害関連の科目を大気、水質、騒音 に整理。機器の更新と削除。
- ・サービス分野:パソコン機器等の充実。
- ・ 通信系: 電鍵器や船舶用機器等を大幅に削除。
- ・ 織機調整科: 実技科目を変更。

5. 訓練の実施状況

訓練基準の見直しは、これまで設置科が多い訓練科を中心に行ってきた。そこで、平成25年度以降は、設置科が少ないいわゆる"希少科"等を中心にヒアリングを行うとともに訓練の実施状況等も調査することとした^[1]。

職業訓練施設には、都道府県が行う公共職業能力開発施設の他、事業主(企業)あるいはその団体等が設置する認定職業訓練校(認定校)がある。中小の事業主等が職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部が補助される。また、技能照査を実施し、これに合格すれば、当該科に関連する技能検定2級の学科が免除される。

図2, 3, 4は, 大手の製造業が設置している認定校の実習風景である。これらの認定校では, 一にも二にも安全を最優先にした訓練を実施している。実習では, 訓練といえども基本的にヘルメットを着用し, 整理・整頓・あいさつ等も徹底させる。認定校の指導員は, 技能照査合格→技能検定2級, 1級合格→指導員免許取得という道を歩んできている。卓越

した技と指導力を持つ指導員は、"師範"とも呼ばれ、同僚の指導員からも一目置かれている。このように、公共では実施していない鋳造やめつき等の技能も認定校で脈々と技能伝承されていることがわかった。ただし、企業の都合により新規採用者がいない等の理由で休止される場合もある。



図2 三菱重工業㈱相模原技能訓練センター 機械加工科 旋盤実習



図3 ジェイテクト高等学園 鋳造科型込め(下)作業



図4 川崎重工業㈱兵庫高等技能訓練校 鉄道車両製造科 ガス切断実習

図5は、全国唯一の食肉加工科である。訓練生のほとんどは、食肉関連業や畜産農家の後継者等である。牛や豚1頭から肩やロース等の部分肉を決められた時間内で加工できるようになるためには、個人差はあるが概ね7年程度の熟練の技が必要である。しかし、「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」の技能検定はあるが「食肉加工」に関する技能検定はない。そこで、食肉学校ではドイツのマイスター制度にも匹敵する「部分肉製造マイスター」の資格認証制度を独自に実施している。実習で加工した食肉は、製品原料として卸売業者やハム・ソーセージ会社に販売され、運営費の一部に充てられる。そのため、食肉加工工場と同等の衛生管理のもとで実習が行われる。



図5 全国食肉学校 実習風景

図6は、東京都調理高等職業訓練校(日本調理アカデミー)の日本調理科の実習風景である。訓練生の多くは、庖丁を持った経験がない。訓練生は、全員が㈱大庄グループの正社員として採用された者である。1年間の店舗実習等で実践的な経験を積み、将来は、店長や独立を目指す。



図6 日本調理アカデミー日本料理調理実習(魚の捌き方)

図7は、東京都洋菓子組合が運営する東京都菓子学園のパン・菓子製造科である。組合傘下の従業員が1年間、OFF-JTとOJTで訓練を受ける。入校者数は、新規採用者の人数に左右される。専門学校等と違い、授業料等の経費は就職先企業が全額負担する。しかし、2、3年で辞めてしまう場合もあり会社にとって大きな損失となっている。講師は、材料メーカー、調理機器メーカー等の専門家他が担当する。中でも洋菓子店の有名スタッフの講師は、あこがれの的であり人気がある。



図7 東京都菓子学園 パン・菓子製造科 パン・菓子製造実習

図8は、東京グリーンサービス事業協同組合が運営する東京グリーンコーディネータカレッジの園芸科である。現在44社が組合に加盟している。経営者の後継者の他、入社2、3年目の"やる気"がある従業員を対象としている。学科は、毎週土曜日に集中して行う。園芸科の技能検定として「室内園芸」職種がある。しかし、園芸は室内外を問わないので"室内"の用語を削除して欲しいとの意見もある。園芸装飾の業務は、ホテルや企業、イベント会場、個人宅などと広範囲であり、花に関する幅広い素養が求められる。



図8 東京グリーンコーディネータカレッジ園芸科 実習風景

図9は、啓成会高等職業技術専門校の義肢・装具科(1年)である。歴史は古く、大正13年にさかのぼる。関東大震災の罹災者に対して職業講習(訓練)や義肢の研究製作事業が開始されたことによる。国家資格である「義肢装具士」の免許を取得することはできない。そのため、人体から直接採寸することはできないが、採寸されたデータをもとに義肢装具を製作することはできる。平均応募倍率は4倍を超え人気が高い。



図9 啓成会高等職業技術専門校 義肢・装具科 装具製作実習と作品

図10は、大分県立工芸・訓練支援センター竹工芸 科の実習作品である。大分県の竹工芸産業の後継者 を育成することを目的に設置された。国の伝統的工 芸品に指定されている「別府竹細工」や生活用工芸 品の製作に必要な技能や知識が習得できる。訓練期 間は2年、県立の職業能力開発校としては、全国唯 一の訓練科である。3割~半数が県外出身者である。 修了後は、全員が大分県内に定住している。米国等 では、インテリアの一部として竹を使った近代的な アート作品が好まれる。商品の開発力や販売力が欠 かせない。



図10 大分県竹工芸・訓練支援センター 竹工芸科 作品展示

図11の京都府立陶工高等技術専門校陶磁器科は,昭和21年に創設された。これまでに約3,000名の修了生を送り出してきた。その多くが工房や窯元で陶芸作家や絵付師等として活躍している。約60名の訓練生の2/3が大学・短大卒,しかもそのうち約半数が芸術系卒である。社会経験者も多く,年齢も上がっている。しかし,全員が陶芸のプロを目指し全国から集まっており,そのモチベーションは非常に高い。訓練生の割合は,7割が女性で応募倍率は3倍を超える。



図11 京都府立陶工高等技術専門校 陶磁器科 ろくろ実技の指導

図12は、呉服販売の専門チェーン「ほていや」が 運営する東亜和裁の和裁科である。和服業界にとっ て高齢化がすすむ和裁技能士の後継者育成は欠かせ ない。しかし、一人前の和裁技能士になるには長い 時間がかかる。東亜和裁では、認定校として、これ まで多くの優秀な技能士を育成してきた。訓練期間 は、和裁基礎コースが2年、和裁技能士育成コース は4年である。



図12 東亜和裁 和裁科 縫製風景

以上,希少科を中心に普段目にすることが少ない 訓練科について紹介した。竹工芸科,陶磁器科の実 習は"あぐら座"で行い,和裁科の実習は"正座"で行 う。慣れないと少々きつい感じもするが,日本の伝 統を継承する限りは,この姿勢をマスターしなけれ ばならない。同じようにヘルメットの着用や3Sや5 Sを徹底することも同じ技能継承であると考える。 そこには、安全、信頼、合理性が継承されている。

6. 訓練基準の運用と課題

前述したように、訓練基準(別表第二)が定めて いる訓練時間や訓練科目は、実施しなければならな い最低限の基準である。この訓練基準をより具体的 に示したものが教科・設備・技能照査の各細目であ る。教科の細目は、標準的な時間数や訓練内容等を 示している。一方、設備の細目は、国の補助金を支 出する際の参考基準ともなる。そのため、「新しい 機器を追加して欲しい」、「台数を増やして欲しい」 等の見直し要望が多い。表5は製版科の設備の細目 (抜粋) である。高等学校卒業者等と中学校卒業者 等では、実習場の面積が異なる。これは、よく誤解 されるが、学歴による違いではなく訓練期間(高卒 1年、中卒2年)による人数の違いである。また、30 人又は50人を1訓練単位とした表記をしているが, 20人や40人で行う場合については細目で示されてい ない。このように設備の細目の表記方法については. 改善が望まれる。

技能照査の細目は、当該科において習得すべき知識・技能の範囲を示している。そのため教科の細目と連動するのが原則である。技能照査の細目は、技能照査の試験問題を作成する際の指針となることから、重要なチェックリストともいえる。

また、アンケート調査からは「当該科に関連した 技能検定職種がない」、「教科書や技能照査の標準問 題集が改定されていない」等の要望・意見も寄せら れた。普通課程を実施するメリットの一つとして技 能照査に合格(技能士補)すれば技能検定の受検に あたって学科が免除される点が大きい。しかし、技 能検定の年間平均受検者数が100人に満たない職種

表5 設備の細目 (製版科の抜粋)

名称	摘要	数量							
		高等	卒業者等		中等	₽校₽	产業者等		
		30人を	1	50人を	<u>F</u> 1	30人を	-1	50人を	1
		訓練単	位	訓練単	位	訓練単	位と	訓練単	位.
		として訓練		として訓練		して訓練を		として訓練	
		を行う場	計	を行う	易合	行う場	合	を行うは	易合
教室		60	m ^²	100	m²	60	m²	100	m²
実習場		300	m ^²	380	m [‡]	500	m [†]	630	m [‡]
デザイン実習場		80	m [*]	95	m [*]	95	m	110	mi

も存在している。これについては、厚生労働省が関係団体や国民からの意見等を集約し、社会的便益の評価を行った上で統廃合等を含めた方向性を議論していくこととしている。厚生労働省では、技能検定の他に社内検定制度を設け、その普及に努めている。

基盤整備センターが著作権を有する認定教科書は、118冊である。現在、利用者数が多いものから順次改訂作業を進めている。また、技能照査については、各施設が問題作成することを前提にした指針及び例題づくりを進めている。

7. まとめ

別表第二に基づく教科・設備・技能照査の細目等に関する調査研究を行った。見直しが必要と思われる個所については、修正案として取りまとめ厚生労働省職業能力開発局能力開発課に提出した。また、アンケートやヒアリング等の結果から、訓練基準の見直し要望や訓練の実施状況、課題等について把握することができた。特に、全国唯一の訓練科を運営する認定校をヒアリングし、業界における人材育成の意気込みを感じ取ることができた。

最後に、基礎研究会の委員をはじめ委員の派遣や ヒアリング等にご協力いただいた各職業能力開発施 設並びに都道府県の職業能力開発主管課に御礼申し 上げます。

<参考文献>

[1] 調査研究報告書「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究」平成25, 26, 27年度 職業大基盤整備センター編